（決定における申立書等の引用・法第三十七条）

第三十六条　法第三十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

（決定書の送達・法第三十七条）

第三十七条　法第三十七条第三項の規定による決定書の送達は、その正本によってする。

（異議の申立ての方式等・法第三十八条）

第三十八条　法第三十八条第一項の異議の申立ては、書面でしなければならない。

［２　略］

３　法第四十五条において準用する民事訴訟法第百六十一条第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

（異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十八条）

第三十九条　［略］

［２・３　略］

（法第三十九条第一項等の規定による指定等）

第四十条　法第三十九条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第四十三条第一項若しくは第二項の決定の時までに書面でしなければならない。

［２・３　略］

（特例による書証の申出の方式・法第四十一条）

第四十一条　法第四十一条（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による書証の申出は、法第四十条第二項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

［２　略］

（書証の写しの提出を要する場合・法第四十一条）

第四十二条　法第四十一条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

［２　略］

（損害賠償命令事件の記録の正本等の様式等・法第四十四条等）

第四十九条　［略］

２　第五十三条において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

３　第五十三条において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（決定における申立書等の引用・法第三十三条）

第三十条　法第三十三条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

（決定書の送達・法第三十三条）

第三十一条　法第三十三条第三項の規定による決定書の送達は、その正本によってする。

（異議の申立ての方式等・法第三十四条）

第三十二条　法第三十四条第一項の異議の申立ては、書面でしなければならない。

［２　同上］

３　法第四十一条において準用する民事訴訟法第百六十一条第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

（異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十四条）

第三十三条　［同上］

［２・３　同上］

（法第三十五条第一項等の規定による指定等）

第三十四条　法第三十五条第一項（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第三十九条第一項若しくは第二項の決定の時までに書面でしなければならない。

［２・３　同上］

（特例による書証の申出の方式・法第三十七条）

第三十五条　法第三十七条（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による書証の申出は、法第三十六条第二項（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

［２　同上］

（書証の写しの提出を要する場合・法第三十七条）

第三十六条　法第三十七条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

［２　同上］

（損害賠償命令事件の記録の正本等の様式・法第四十条等）

［新設］

第三十七条　［同上］

［新設］